保護者 各位

小金井市子ども家庭部 保育課長 黒澤 佳枝 (公印省略)

教育・保育給付認定の現況確認について(通知)

平素より本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

保育施設を利用している方は、子ども・子育て支援法に基づき、毎年、現況届の提出が必要です。その届出に 基づき市では、保育を必要とする事由等が継続しているかの確認を行います。つきましては、以下のとおり必要 書類をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただけない場合は、保育施設等の継続利用を希望されないものとみなし、<u>ご退園いただく場合</u> **もありますのでご注意ください**。また、現況確認の結果、保育要件の確認ができない場合や変更が生じる場合は、 別途ご連絡いたします。

1 提出書類

- (1) 現況届(きょうだいで入所されている場合は、世帯で一部をご提出下さい。)
- (2) 保育を必要とする理由を証明する書類(保護者全員それぞれにつき1部ずつ) ※必要な書類は裏面をご覧ください。
- (3) 年間収入申告書(令和6年1月から12月の間に海外の居住実績があった場合のみ)
- 2 提出期限

令和7年8月29日(金)必着 【厳守】

電子申請 URL

http://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/hoikuen/hoiku-nyuusyosha/genkyou.html



- 3 提出方法
 - (1) 電子申請による提出方法

「現況届」を電子申請で提出できます。上記1にある「保育を必要とする理由を証明する書類」や「年間収入申告書」については、PDFファイルとして添付することで「現況届」と一緒に提出できます。

(2) 紙による提出方法

郵送でご提出ください。また、小金井市役所第二庁舎1階エントランスホールに設置する受付用ポストに 提出いただくことも可能です。

【郵送先】〒184-8504 小金井市本町 6-6-3 小金井市役所子ども家庭部保育課 宛 ※保育施設への提出はできません。

問合せ先

小金井市役所子ども家庭部保育課 電話 042-387-9846

提出書類についての詳細

● 保育を必要とする理由を証明する書類(保護者全員それぞれにつき1部ずつ)

必要とする理由	提出必要書類
就労	・就労証明書(注)
(自営以外)	
就労	・就労証明書(注)
(自営業等)	・自営業の就労内容を証明できる書類の写し
※代表者が在園児童の	(例)登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事務所の賃貸契約書など
3親等以内である場合	
も含む	
疾病	・疾病、障がい、介護、看護申告書
	・疾病、障がい、介護、看護申告に係る診断書(注)
障害	・疾病、障がい、介護、看護申告書
	・申告内容を証明できる書類(各種手帳の写し、診断書 など)
介護・看護	・疾病、障がい、介護、看護申告書
	・申告内容を証明できる書類(介護保険被保険者証の写し、診断書 など)
就 学	・就学証明書
(職業訓練校含む。)	
求職活動	・求職活動(起業準備)申告書
	→内定先がある場合は、就労証明書(注)
その他	保育課にお問合せください。

- (注)提出日から3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- ※就労証明書以外の様式は、令和7年度保育施設等入所案内に記載する様式をご使用ください。
- ※下記の市HPからもダウンロード可能です。



URL: (http://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/hoikuen/hoiku-nyuusyosha/genkyou.html)

● 年間収入申告書(令和6年1月から12月の間に海外の居住実績があった場合のみ)

対象となる方	提出必要書類
令和6年1月から12月の間に海	「年間収入申告書」
外の居住実績があった場合	※ 年間収入申告書は市 HP からダウンロードいただけます。
	※ 令和6年1月から12月の所得等をご記入ください。

提出書類の省略について

認定変更申請または転所申請、きょうだいの利用申請等で、<u>今年度中に</u>上記の提出書類をご提出済みの方は、 提出書類を省略することができます。

省略する場合は、現況届にその旨をご記載ください。